

守山小学校教諭による不祥事についての守山市教育委員会および学校の対応に係る
検証結果および再発防止について（報告書）

守山市教育委員会

1 報告書の趣旨

守山市立守山小学校（以下「学校」という。）教諭による不祥事についての守山市教育委員会（以下「市教委」という。）の一連の対応は、被害者をはじめ、子どもたちや保護者の皆様、そして市民の皆様の本市学校教育への信頼を損なうものだったと言わざるを得ません。

「窃取事案」が発生した時点で、速やかに滋賀県教育委員会（以下「県教委」という。）へ報告していなかったこと、被害者に寄り添った対応が十分にできていなかったこと等、市教委の一連の対応について、関係者のヒアリング等により事実経過を含めた検証を行い、その検証結果を踏まえた再発防止策を策定しました。

2 事案の概要

令和4年6月16日（木）に守山市立守山小学校教諭が同校の職員用女子更衣室のロッカーから同僚の下着（1点）を盗んだ。その後の経過は、下記のとおりです。

令和4年6月16日（木）	窃取事案発生
6月20日（月）	学校が市教委へ事案を報告
6月22日（水）	被害者が警察に相談
6月23日（木）	被害者が警察に被害届を出さない旨を伝える
6月24日（金）	加害者が窃取を学校に申し出
12月14日（木）	被害者が市教委・弁護士に相談
令和5年1月13日（金）	市教委より県教委へ事案の報告
1月21日（土）	被害者が被害届を提出
6月20日（火）	県教委が懲戒免職処分 16時 県教委記者会見 18時30分 市教委記者会見
6月21日（水）	県教委へ被害者の申し出（学校・市教委から被害届の提出を止められたと感じ、納得しないまま被害届の提出をしなかったことの申し出） 18時 臨時校長会 19時 守山小保護者会

3 検証すべき点

- (1) 被害者への対応について
- (2) 事案発生時点で速やかに事案を県教委に報告しなかったことについて
- (3) 加害者の処罰について、明確な方向性を示した対応ができなかったことについて

4 関係者ヒアリングにより判明した事実

上記3点について検証するため、関係者にヒアリングを行いました。その結果は次のとおりです。

(1) 被害者への対応について

令和5年6月21日(水)に同日の京都新聞記事「被害者が被害届を出すか迷っており、被害者保護の観点から県教委への報告も含めて公表を控えるべきと考えた。」の掲載を受け、被害者から県教委へ、「被害届の提出を止められた」旨の申し出があり、市教委が被害者に確認を行った。

【市教委が被害者に確認し、認識した事実関係】

- ① 令和4年6月16日(木)に事件が発生し、同月22日(水)に、被害者としては被害届を提出しようと思っていたが、校長および市教委から同届の提出を止められたと感じ、納得はしていなかったものの、子どもたちへの影響を考え、同届の提出を行わないことを自ら決めた。
- ② しかし、令和5年6月21日(水)の京都新聞の記事に、このことが掲載されていないことに対して、同日に被害者から県教委へ申し出があり、県教委から市教委へ連絡があった。この申し出があるまで、市教委および学校は、被害者が校長および市教委から被害届の提出を止められたと感じ、納得しないまま被害届の提出をしなかったことを認識できていなかった。

上記ヒアリングの結果、市教委および学校が、②の認識の違いをはじめとして、被害者に寄り添った対応が十分できておらず、被害者と市教委・学校の間に認識の相違があったことが判明した。

被害者と市教委・学校の認識の相違点については、次のとおり。

(ア) 被害届の提出について(令和4年6月22日(水))

被害者は、校長と警察へ相談に行き、被害届を提出することを決めた。校長が被害者が被害届を出す旨を市教委へ報告した。その後、市教委(教育長等)と校長が協議した結果、「学校現場に現場検証で警察が入ることで子どもや同僚への事情聴取があるかもしれない等、学校の混乱が起きることへの影響を考えてほしい」ということを被害者に伝えることとし、校長が、この旨を被害者に伝えた。

このことを受け、被害者は児童や同僚への影響を考え、被害届を提出しないこととしたものの、寄り添ってくれていた校長が、市教委へ報告したことで、自分への寄り添いがなくなったと感じ、市教委・学校の管理職を信頼できなくなった。また、子どものためを思って決断したのは被害者自身であるが、組織の判断に委ねるしかなかつ

たと思っていた。

一方、市教委・学校は、被害者が被害届を提出しないことを納得していると認識していた。

・相違点

市教委・学校

被害者が、児童や同僚への影響を考え、被害届を提出しないことを納得していると認識していた。

被害者

自分で決めたことではあるが、組織の判断に委ねるしかなく、被害届を出さないこととしたことに納得していなかった。

(イ) 加害者が窃取を自ら申し出（令和4年6月24日（金））

加害者が窃取を申し出したことにより、犯人が特定された。

被害者は、加害者の担任児童たちのことを案じていた。その後、加害者が分かって、被害者から被害届を提出したいという申し出はなかった。

被害者は、6月22日の対応により信頼できなくなった市教委・学校の管理職には言っても仕方ないという思いもあって、相談できる環境にないと感じていた。こうした状況で、一度は児童への影響を思い、被害届を提出しないと決めたことなので、犯人が特定された24日以降も被害届を提出しないこととした。

市教委・学校としては、「被害届を出さないことは、一度決めたことなので」という被害者の言葉を聞いたことから、引き続き、被害者は、納得して被害届を提出しないという認識であった。

・相違点

市教委・学校

被害者が被害届を出さないことを一度自分で決めたこと、また、被害者が、加害者の担任児童への影響を心配していることから、結果として、被害届を提出しないことを納得していると思っていた。

被害者

市教委・学校に相談しても仕方ないと感じ、相談できない環境にあること、また、被害届を出さないと一度決めたことから、被害届を提出しないこととした。加害者が守られ、被害者である自分が辛い思いをしていると感じていた。

(ウ) 1学期末から夏休み

学校は、度々被害者に様子を伺う声かけをしていたが、被害者に現状を変えようとする動き（被害届を出すという動き）はなく、声かけしても「大丈夫です」という返答のため、カウンセリングや話し合いの場を持つなどの対応をしていなかった。

被害者は、対応の変わった学校には、伝えてもわかってもらえないという思いから「大丈夫です」と返答していたが、実際は時々思い出して苦しくなっていた。

・相違点

市教委・学校

被害者に声かけ等をするなどしていたことで、被害者に寄り添っていると思っていた。

被害者

市教委・学校に相談しても仕方ないと感じ、辛い気持ちを伝えても仕方ないと思っていた。

(エ) 9月・10月

市教委は、事案を弁護士に相談し、被害者の気持ちを最優先で考えるようアドバイスを受け、学校へは被害者ファーストで考えるよう指示していた。

被害者は、対応が変わった学校には伝えてもわかってもらえないという思いから、学校の管理職への相談はしなかったが、10月頃から少しずつ同僚の教諭に辛い気持ちを伝えていた。

・相違点

市教委・学校

弁護士に相談することなどをもって、被害者に寄り添っていると思っていた。

被害者

市教委・学校に相談しても仕方ないと思っていた。

(オ) 11月・12月・1月

被害者が辛くなってきていることを同僚教諭に伝えたことから、同僚教諭が学校の管理職に被害者の状況を伝える。これを受け、市教委は、弁護士を交えながら被害者との面談を行う。このことを重ねた結果、被害者は被害届を令和5年1月21日に提出することとなった。

・相違点

市教委・学校

被害者の気持ちを聞き、被害者ファーストで弁護士を交えて対応を進められたと思っていた。

被害者

11月以降は、市教委・学校に寄り添ってもらえてはいるものの、結論は自分で決めて被害届を出すこととした。その理由は、次のとおり。

- 1 事案について児童や同僚に話せないことで、隠しているように感じて苦しくなり、心身の不調が出てきた。
- 2 弁護士に相談できて、被害届を出すかどうかは本人の判断であり、今からでも被害届を出せることを初めて知った。
- 3 加害者はしっかりと罰を受けるべきである。

(カ) まとめ

被害者は、令和4年6月22日に、校長が市教委と協議したことで、自分への寄り添いがなくなったと感じ、市教委・学校の管理職を信頼できなくなった。また、児童への影響を考えて被害届を出さないと決断したのは被害者自身であるが、組織の判断に委ねるしかなかったと思っていた。

その後、被害者は、6月22日に対応の変った学校に対して、言っても仕方ないとの思いから、学校からの声かけに対して、本当は苦しかったが、「大丈夫です」と答えていた。

市教委・学校は、10月頃までは被害者から「児童のために、被害届を出さないことは、一度決めたことなので」という旨を聞いていたことから、学校は声かけのみの対応を行っていた。

11月に入り、被害者が辛くなってきていることを同僚教諭に伝えたことから、同僚教諭が管理職にこのことを伝えた。これを受け、市教委・学校は、弁護士を交えて被害者の相談に乗り、被害者は被害届を令和5年1月21日に提出することとなった。

被害者は、11月以降は、寄り添ってもらえてはいるものの、そもそも、令和4年6月22日の時点で、組織の判断に委ねるしかなかったことから「被害届を出さない」という判断をしたのであり、京都新聞記事の掲載内容の「被害者が被害届を出すか迷っており、被害者保護の観点から県への報告も含めて公表を控えるべきと考えた。」と市教委が認識していることは、違っていると感じている。

・相違点

市教委・学校

被害者保護の観点から、県教委への報告も含め、公表を控えていたが、被害者ファーストで対応を進めた結果、被害者が被害届を提出したと思っていた。

被害者

被害者は、被害届の提出が遅くなったのは、被害者保護の観点ではないと思っている。

(2) 事案発生時点で速やかに事案を県教委へ報告しなかったことについて

本件窃取事案については、市教委が令和4年6月20日（月）に事案を把握しながら、令和5年1月13日（金）まで県教委に報告していなかった。また、このことにより、「加害者を処分せずに隠ぺいしようと考えていたのではないか」という疑念を市民の皆様に抱かせることとなった。

(ア) 県教委への報告基準

県教委への報告基準を市教委は把握していた。被害者が被害届を出す時点で、県教委に報告すればよいという誤った認識を持っていたことから、県教委に報告をしなかった。さらに、県教委に報告する際には詳細がわかった上で報告しないといけないと考えていた。

(イ) 被害届と県教委への報告の関連

加害者の行政処分と刑事処分とは別であるという認識に至らなかったため、市教委は、被害者が被害届を提出しないと言っているのに、県教委に報告するという事は、学校に混乱が生じるので被害届を出すのをやめたという被害者の気持ちに寄り添った対応にならないという誤った認識でいた。

(ウ) 学校が混乱することの恐れ

市教委は、学校名や加害者名が公になってしまうことで、児童・教職員および保護者に影響を与えないようにすることを最優先に考えていた。また、被害者も同様に考えていると思っていたことから、市教委は、県教委への報告をしていなかった。

(3) 加害者の処罰について、明確な方向性を示した対応ができなかったことについて

市教委は、学校の混乱を避けたいとの思いから、学校現場を優先すること、被害者に寄り添っていた（被害届を提出しないこと等）と思っていたことで先延ばししてしまった。

(ア) 市教委が、明確な方向性を示すことなく対応していた。

事案が発生した時点から、被害者が辛さを訴えるまで、学校現場が混乱しないよう、児童への影響や被害者が被害届の提出をしないことを重視したことで、加害者の処罰に対する処理方針等を協議せず、明確な方向性を示すことなく対応していた。

(イ) 県教委や市長部局、教育委員などと情報を共有していなかった。

上記の県教委への報告をしなかった理由と同様の理由で、市長部局、教育委員などにも情報共有していなかった。

5 評価

(1) 被害者への対応について

・市教委・学校としては学校に現場検証で警察が入ることや児童への影響を与え、学校が混乱することを恐れて、被害者に被害届の提出を思いとどまらせることとなったが、被害者の気持ちに寄り添った対応という点や迅速・適切な事案対応という点からは不適切であった。

・誤った認識により、結果として、被害者に寄り添った対応となっていなかった。

(2) 事案発生時点で速やかに事案を県教委に報告しなかったことについて

・県教委に報告することで、事案が公表されるのではないかと、という市教委の誤った認識から、被害届の提出がされるまでは、県教委に報告をしない、という不適切な対応をした。

・被害届を被害者が提出しないことは、被害者がこのことを公にしたくないと考えているという誤った認識により県教委への報告を怠った。

(3) 加害者の処罰について、明確な方向性を示した対応ができなかったことについて

・学校の混乱を避けることや児童への影響を最優先して対応することを重視するあまり、市教委は、加害者処罰の必要性は認識していたものの、明確な方向性を示すことができていなかった。

・県教委および市長部局、教育委員等と情報共有できていなかったことにより、様々な観点からの協議を行うことができず、加害者処罰についての指摘を受けることができなかった。

6 再発防止にむけて

守山小学校教諭による不祥事について、子どもたちの一番身近にいる小学校の教諭が、同僚の下着を盗むという悪質な罪を犯すことは、決して許される行為ではなく、教育公務員としてあってはならないことであり、被害者の心情を思うと極めて遺憾なことです。

さらに、今回の事案についての市教委の不適切な一連の対応については、被害者をはじめ子どもたちや保護者の皆様、そして市民の皆様には不信感を与え、本市の学校教育への信頼を損ないました。

この不適切な一連の対応に真摯に向き合い、再発防止に徹底して取り組むとともに、改めて綱紀の粛正に万全を期すことにより、被害者をはじめ、子どもたちや市民の皆様の信頼を一日も早く回復できるよう全力を尽くしてまいります。

不法行為を絶対起こさないことはもとより、不法行為に対する学校および市教委の不適切な対応と被害者への不適切な対応に加えて、市教委の保護者の方に対する対応等について、今回の反省点を活かし、再発防止策を策定しました。

以下の再発防止策を徹底するなか、適切な対応をしてまいります。

(1) 窃取事案の発生防止

(ア) 施設・設備面での対策：更衣室の施錠など、基本的な防犯対策

(イ) 教職員への指導の徹底：研修を通じての教職員のコンプライアンスについての意識啓発

(2) 不適切な事務処理の発生防止

(ア) 県教委や市長部局と連携し、まずは速やかに報告するなど初動対応に係る認識の徹底

(イ) 市教委と学校だけで判断するなど、閉じた場での判断をしないという意識改革

(ウ) 学校・市教委・県教委・教育委員・市長部局・市議会と速やかに連携を図り、報告できる組織風土への改革

(エ) 速やかに弁護士等第三者に相談を行い、対応の方向性を協議するなど、相談体制の積極的な活用

(3) 万が一事案が発生した場合の対応

(ア) 事案が発生した場合や発生後の児童へのケアに加え、教職員へのケアのしくみの構築

・児童には、SC、SSW等の専門家の派遣

・教職員には、SC、スクールロイヤー等の専門家の派遣

(イ) 事案が発生した場合や発生後の被害者へのケアのしくみの構築

・被害者が第三者的専門家（弁護士等）に相談できる体制の積極的な活用

(ウ) 保護者説明会の現場対応

・保護者説明会は学校が行うという従来の役割分担にとらわれず、事案の内容を市教委と学校が協議し、状況に応じて市教委が同席して保護者対応を行う。